

日本国際看護学会役員選出規程

第1条（趣旨）

本規程は、本会会則第10条第3項に関して規定する。

第2条（選定方法）

役員は、一般会員の中より一般会員によって選出する。

2. 現役員の任期満了に伴い選挙するものとし、選挙によって選任する役員の数、第9条の役員定数（29名以上）とする。
3. 前項の規定にかかわらず、理事長は必要に応じ、第3条の役員定数と別に若干名を役員として理事会に推薦することができる。

第3条（任期）

役員任期は、選任後の最初の総会後より3年後の総会までとする。

第4条（被選任資格）

役員に選任されるには、一般会員歴1年以上の者で、かつ選挙が行われる年度の前年度までの会費を納めていなければならない。

第5条（選挙人資格）

役員選挙にて投票するには、選挙が行われる前月に一般会員であった者でなければならない。

第6条（選挙管理委員会）

理事会において委員長となる理事1名と評議員2名の選挙管理委員3名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

2 理事長は組織した選挙管理委員会を会員へ公示する。

第7条（選挙と手続きの告示）

選挙管理委員会は新役員就任の期間を明示して、選挙が行われる年の5月末日までに役員選挙を告示する。以下の事項を告示する。

1) 投票期間（1カ月） 2) 投票方法（HP上で） 3) 定数 4) 任期

第8条（開票）

開票結果取得は選挙管理委員長が学会HPの役員用ページより行う。この時、2名の選挙管理委員も取得した結果の確認を行う。

第9条（当選者の告示）

選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得て、理事長に当選者名を提出する。

2. 理事長は、前項の当選者を会員に公示する。

附則 1. 本規程は2019年9月15日から施行する。